

札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則の一部改正（案） に対するご意見を募集します

札幌市では、食品を取り扱う事業者が食品衛生法等に違反した食品等の自主回収を行った場合、報告を義務付け、市のホームページで情報提供を行っています。

このたび、平成27年4月から食品表示法が施行されたことを受けて、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく「自主回収報告制度」(3ページ参照)における規定(表示内容)に違反し、又は健康への悪影響のおそれがあることにより自主回収を行う場合の報告対象を追加するため、「札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則」の一部改正を検討していますので、このことについて市民の皆様からのご意見を募集いたします。

ご意見の募集要領

1 意見募集期間

平成28年2月15日(月)～3月16日(水) 必着

2 ご意見の提出方法・提出先

提出方法	提出先
・郵送	〒060-0042
・持参	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階
・FAX	札幌市保健所食の安全推進課
・電子メール	FAX 011-622-5177 電子メール shoku-anken@city.sapporo.jp

3 改正案(印刷物)の配布場所

- 市役所本庁舎 市政刊行物コーナー (2階)
- 保健所 食の安全推進課 (中央区大通西19丁目 WEST19 3階)
広域食品監視センター (中央区北12条西20丁目 中央卸売市場青果棟 3階)
- 各区役所 市民部総務企画課広聴係 (各区役所)
保健福祉部健康・子ども課 (各区保健センター)
- 札幌市食の安全ホームページに掲載 <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/index.html>

4 留意事項

- ・ご意見は別紙「ご意見記入シート」により提出してください。
(電子メールによる提出の場合は、様式は問いません。)
- ・ご意見の提出にあたっては、氏名及び住所を記入してください。
- ・電話によるご意見の受付や、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、氏名、住所を除き、すべて公開される可能性があることをご了承ください。

5 お問い合わせ先

札幌市保健所食の安全推進課

TEL:011-622-5170 (平日 8:45-17:15)

改正の概要

現在、自主回収報告制度（表示関係）では、①～⑥の項目に分類される表示内容の違反、又は健康への悪影響のおそれがあることにより自主回収を行う場合を報告の対象としています。

今回、食品表示法の施行等に伴って「食品表示基準」に追加された表示内容のうち、次の表示内容の違反等により自主回収を行う場合を報告の対象として追加します。

① 保存の方法に関する表示

- ・さしみについて 「保存方法 要冷蔵（10℃以下）」
- ・牛ユッケについて 「保存方法 要冷蔵（4℃以下）」
- ・冷凍食品について 「保存方法 要冷凍（-15℃以下）」 など

【追加】 容器包装詰低酸性食品について

対象食品：容器包装に密封された常温で流通する食品のうち、冷蔵保存が必要なもの（内閣府令（※）第1条第9号ロ）

（例 冷蔵ショーケースで販売される真空パック詰め食品 など）

表示事項：「要冷蔵である旨」の表示を要する

追加理由：表示欠落により、当該食品が常温で保存されるとボツリヌス菌が増殖し、喫食した際に健康被害を生じる可能性があることから、これを未然に防止し、又は当該被害の拡大を防止する観点から報告の対象とするため

② 消費期限又は賞味期限に関する表示

- ・缶詰について 「賞味期限 16.8.30」 など

③ アレルゲンに関する表示

- ・しょう油について 「しょう油（小麦を含む）」
- ・添加物について 「レシチン（卵由来）」 など

④ L-フェニルアラニン化合物に関する表示

- ・人口甘味料について 「甘味料（アスパムテール・L-フェニルアラニン化合物）」 など

⑤ 加熱等に関する表示

- ・ゆでがにについて 「加熱用」
- ・冷凍食品について 「加熱の必要性 加熱してお召し上がりください」 など

【追加】 ナチュラルチーズについて

対象食品：ナチュラルチーズのうち、食べる際に加熱する必要があるもの（内閣府令（※）第1条第8号ハ）

表示事項：要加熱、加熱が必要、加熱してお召し上がりください等、「飲食に供する際に加熱する旨」の表示を要する

追加理由：表示欠落により、当該食品が加熱されないまま喫食されると、リステリア菌による健康被害を生じる可能性があることから、これを未然に防止し、又は当該被害の拡大を防止する観点から報告の対象とするため

⑥ 牛の食肉（内臓を除く）の生食に関する表示

- ・牛ユッケについて 「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨」及び「子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨」

※内閣府令：食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）

施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日から運用開始予定

自主回収報告制度とは

「自主回収」とは、事業者が生産、製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自ら食品衛生法や食品表示法の違反、健康への悪影響のおそれに基づき、自らの判断で食品等の回収を決定、実施することを言います。

「自主回収報告制度」では、特定事業者（市内に事業所や事務所等を持つ生産者、生産者団体、製造業者、輸入業者加工業者、一部の販売業者）が行う食品等の自主回収のうち、食品衛生法・食品表示法違反やその疑いがある食品等を自主回収する場合に、その内容を市に報告することを義務付けるもので、市は報告された情報をホームページ等に掲載し、周知を図ります。

なお、この制度は自主回収の「報告を義務づける」ものであり、自主回収自体を義務づけるものではありません。



《報告の対象となる自主回収（例示）》

- 異物混入または微生物汚染により健康被害が発生するおそれのある場合
例：製造ラインの部品が破損し、金属片が食品の一部に混入した
- 自主検査で食品等の規格基準に違反した場合
例：魚介乾製品に保存料を使用しているが、使用基準を超えてしまった
- 原材料表示にアレルギー物質を含む旨の表示が欠落した場合
例：原材料に卵を使用しているが、卵を表示し忘れた
- 保存方法の表示基準に違反した場合
例：「10℃以下で保存」と表示すべきそうざいの保存方法を表示し忘れた
- 賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示した場合
例：「賞味期限 25.11.1」との表示を「賞味期限 26.11.1」と誤って表示した など

食品表示法とは

食品に関する表示に係る規制の規定は、これまで食品衛生法、健康増進法、農林物資の規格化等に関する法律（いわゆるＪＡＳ法）にそれぞれ分散されていましたが、食品を摂取する際の安全性や自主的かつ合理的な食品の選択機会の確保に重要な役割を果たしていることから、これらの規定が「食品表示法」に一元化され、平成 27 年 4 月に施行されました。

「食品表示基準」とは、食品表示法の施行に伴って国が食品の表示に関する基準を定めたものであり、従来の食品衛生法等の規定に加えて、新たな表示制度の開始や通知等で運用されていた一部規定が追加されました。

今回、皆様からのご意見を募集している「札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則の一部改正（案）」は、新たな表示制度のもとにおける自主回収報告制度の報告対象について、市長の附属機関である安全・安心な食のまちさっぽろ推進会議において審議した結果をふまえ、「容器包装詰低酸性食品の保存に関する表示」と「ナチュラルチーズの加熱に関する表示」に違反したことを理由に自主回収した食品を追加するものです。

